

○高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱

令和5年7月1日
決裁

(目的)

第1条 この要綱は、主に輸入に頼っている畜産飼料の価格が高騰し、市内の畜産農家の経営を圧迫している状況にあることから、配合飼料価格安定制度のない粗飼料を利用する酪農及び和牛の畜産農家の経費の一部に対し補助金を交付することにより、飛騨牛・飛騨牛乳の産地とブランドを守り、市内畜産農家の経営安定を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 粗飼料 乾燥させた牧草や稲わら等の牛に給餌する飼料（サイレージ（飼料作物を乳酸発酵させ、保存性及び嗜好性を高めた飼料をいう。）を除く。）で、配合飼料価格安定制度の対象とならないものをいう。
- (2) 配合飼料価格安定制度 公益財団法人配合飼料供給安定機構、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金が実施する、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失に対し補填をする制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 独立行政法人家畜改良センターの牛個体識別台帳に登録されている乳用牛、肥育牛、繁殖和牛又は子牛（乳牛及び和牛の260日以下の日齢のものをいう。）を飼育する市内の畜産農家
- (2) 高山市暴力団排除条例（平成24年高山市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属していない者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和5年4月から令和5年9月末までの期間に納品された粗飼料の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、補助対象経費は、1円未満の端数は切捨てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、直近（令和5年4月から令和5年9月末まで）の粗飼料購入単価と価格高騰前（令和3年4月から令和3年9月末まで）の粗飼料購入単価の差額に直近の飼養頭数を乗じた額の2分の1以内（ただし、千円未満の端数は切捨てるものとする。）の額とする。

2 前項の補助金の額は、別表の1頭1日当たりの粗飼料消費量に30,000円を乗じた額に、非自給率（0.6）、対象日数（183日）及び飼養頭数（令和5年4月1日現在）を乗じた額の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、（以下「申請者」という。）は、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年4月から令和5年9月末までに購入した粗飼料価格のわかる書類の写し
- (2) 令和3年4月から令和3年9月末までに購入した粗飼料価格のわかる書類の写し
- (3) 高山市粗飼料価格高騰対策事業飼養牛一覧（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付決定を申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付請求書（別記様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定による補助金の交付決定日以後において、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金概算払請求書（別記様式第4号）により補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため、必要があると認めるときは、概算払いによる補助金を交付することができる。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求を受理した場合は、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は現地を調査することができる。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金返還命令書（別記様式第5号）により補助金の全額又は一部の返還を命ずることができるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、補助金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金について適用する。

別表（第5条関係）

牛の種類	1頭1日当たりの粗飼料消費量 (トン)
乳用牛	0.0100
肥育牛	0.0025
繁殖和牛	0.0070
子牛	0.00125

（あて先）高山市長

住 所
氏 名
連絡先

高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書

下記のとおり高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 補助金交付申請対象期間 令和5年度上半期（令和5年4月1日～令和5年9月30日）
- 2 補助金交付申請額 円

添付書類

- (1) 令和5年4月から令和5年9月末までに購入した粗飼料価格のわかる書類の写し
- (2) 令和3年4月から令和3年9月末までに購入した粗飼料価格のわかる書類の写し
- (3) 高山市粗飼料価格高騰対策事業飼養牛一覧（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

高山市粗飼料価格高騰対策事業 飼養牛一覧

飼養頭数基準日： 令和5年4月1日現在

No.

以下のとおり基準日時点の牛の個体識別番号等について、提出します。

No.	個体識別番号（10桁）	乳用牛（乳）、肥育牛（肥）、繁殖和牛（繁）、子牛（子）の区分（いずれかに○）
1		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
2		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
3		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
4		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
5		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
6		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
7		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
8		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
9		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
10		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
11		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
12		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
13		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
14		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
15		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
16		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
17		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
18		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
19		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
20		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
21		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
22		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
23		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
24		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子
25		乳 ・ 肥 ・ 繁 ・ 子

※上記の項目を網羅した書類であれば、代用可能です。

年 月 日

（あて先）高山市長

住 所
氏 名
連絡先

高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金について
下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 振込先

金融機関 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合 (支) 店
口座番号 (普通・当座)
(フリガナ)
口座名義

年 月 日

（あて先）高山市長

住 所
氏 名
連絡先

高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金について
下記のとおり概算払いによる補助金を請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 振込先

金融機関 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合 (支)店
口座番号 (普通・当座)
(フリガナ)
口座名義

年 月 日

様

高山市長

高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定した高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金について、高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により補助金の返還を命じます。

記

1. 補助金返還額 円
2. 返還期限 年 月 日
3. 返還方法 振込みにより納付すること。
(ただし、振込手数料が発生する場合は自費とする。)

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

